

## 新発田市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市再生特別措置法(平成14年法律第22号。以下「法」という。)第118条第1項に規定する都市再生推進法人(以下「推進法人」という。)の指定等に関し、法に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 推進法人の指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、新発田市都市再生推進法人指定申請書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) 過去のまちづくり活動の実績を示す書面
- (8) 活動地域を示す図面
- (9) 法第119条に規定する業務(以下「業務」という。)に関する計画書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、業務に関し参考となると市長が認める書類

(指定の基準等)

第3条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該申請者を推進法人として指定するものとする。

- (1) まちづくりの推進を活動の目的としていること。

- (2) 申請者又はその母体となっている組織に市内におけるまちづくり活動の実績があること。
- (3) 市内に事業所等を有すること。
- (4) 新発田市立地適正化計画に定める都市機能誘導区域又は居住誘導区域（以下「誘導区域」という。）において円滑に業務を行うことができると認められること。
- (5) 行おうとする業務が誘導区域におけるまちづくりの推進に資すると認められること。
- (6) 必要な人員の配置その他業務を適正に遂行するために必要な措置を講じていること。
- (7) 業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経済的基礎を有すること。
- (8) 本市、関係行政機関及び活動地域内の他の民間組織等と十分な連携を図ることができると認められること。
- (9) 申請者又はその従事者等が次のいずれにも該当すること。
  - ア 新発田市暴力団排除条例（平成24年新発田市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団等」という。）でないこと。
  - イ 暴力団等と密接な関係を有する者（以下この号において「密接関係者」という。）でないこと。
  - ウ 暴力団等又は密接関係者が経営等に関与していないこと。
  - エ 暴力団等に対し利益を供与していないこと。

（指定の通知）

第4条 市長は、推進法人の指定の可否を決定したときは、新発田市都市再生推進法人指定申請（承認・却下）通知書（別記第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（名称等の変更）

第5条 法第118条第3項の規定による変更の届出は、新発田市都市再生推

進法人名称等変更届出書（別記第3号様式）により行うものとする。

- 2 推進法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ新発田市都市再生推進法人業務変更届出書（別記第4号様式）により市長に届け出なければならない。

（事業の報告）

第6条 推進法人は、毎事業年度開始後、推進法人の意思決定機関の承認を得た事業計画書及び収支予算書を、当該承認を得た日から起算して2週間以内に市長に提出しなければならない。

- 2 推進法人は、毎事業年度終了後、推進法人の意思決定機関の承認を得た事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を、当該承認を得た日から起算して2週間以内に市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、推進法人の業務を適正かつ確実に実施するため必要と認めるときは、法第121条第1項の規定により、推進法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

（改善命令）

第7条 市長は、推進法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、法第121条第2項の規定により、推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（指定の取消し）

第8条 市長は、推進法人が第3条各号のいずれかに該当しないことが判明したときは、推進法人の指定を取り消すことができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。